

## 西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は「持続可能な地域づくり ECO プラン - 西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編) - 」に基づき、本市の民生家庭部門から排出される温室効果ガスの削減を目的として、自らの居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電システム」とは次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換する仕組みであって、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連けいするもの
- (2) 太陽電池の最大出力(発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。)の合計値が、10kW未満であるもの

(3) 未使用であるもの

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月31日付財資第1号)の規定に基づき、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)から交付される平成22年度(補正予算分を含む。)又は平成23年度の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱(平成23年10月31日付財資第28号)に基づく住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金を含む。)(以下、J-PEC補助金という。)の交付額の決定通知を受けている者

(2) 自ら居住する西宮市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した者又は自らが居住するために西宮市内の住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入した者(店舗・事務所等の兼用住宅を含む。)

(3) 電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結している者

(4) 市税を滞納していない者

- 2 前項の規定にかかわらず、西宮市住宅用エコ設備等複合導入費補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受け、又は、補助金の交付を申請している者は本補助金を受けることができない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は1件あたり一律10万円とする。

2 補助金の交付は1住宅につき1回限りとする。

( 交付の申請 )

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金申請書 ( 様式第 1 号 ) に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

( 1 ) J-PEC 補助金に係る補助金申込書 ( 様式第 1 又は様式第 2 ) の写し

( 2 ) J-PEC 補助金に係る補助金交付申請書 ( 兼完了報告書 ) の写し

( 3 ) J-PEC 補助金に係る補助金交付決定通知書の写し

( 4 ) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の申請の受付を先着順で行う。ただし、予算の範囲を超えた日の申請については、以下の各号の順で受け付ける。

( 1 ) J-PEC 補助金に係る補助金交付決定通知書の通知日が早いもの

( 2 ) J-PEC 補助金に係る補助金交付決定通知書の通知日が同じものにあつては、J-PEC 補助金の受理番号が小さいもの

( 交付の決定 )

第 6 条 市長は、第 5 条の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書 ( 様式第 2 号 ) により、申請者に通知するものとする。また、交付しない旨の決定をしたときは西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書 ( 様式第 3 号 ) により、申請者に通知するものとする。

( 補助金の請求 )

第 7 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、速やかに西宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書 ( 様式第 4 号 ) を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があつたときは、その内容を精査し、補助金を交付するものとする。

( 手続きの代行 )

第 8 条 申請者は、補助金の交付の申請等の手続きについて、第三者に代行を依頼することができる。

2 第三者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。

( 管 理 )

第 9 条 補助金の交付を受けた者は法定耐用年数の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、天変地変その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由によりシステムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

( 処分の制限 )

第 10 条 補助金の交付を受けた者は対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書 ( 様式第 5 号 ) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

( 交付決定の取り消し等 )

第11条 市長は補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に供したとき
- (3) 関係法令に違反したとき
- (4) J-PEC 補助金の取り消しがあったとき
- (5) その他市長が補助金の交付決定の取り消しの必要を認めたとき  
(協力事項)

第12条 市は補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象システムに関するデータの提供や市が実施する温暖化対策に協力を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年7月25日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年1月16日から実施する。